

平成 20 年 3 月期 中間決算短信（非連結）

平成 19 年 10 月 26 日

上場会社名 SBI フューチャーズ株式会社 上場取引所 大証ヘラクレスG
 コード番号 8735 URL <http://www.ecommodity.co.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役 (氏名) 織田 貴行
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役管理本部長 (氏名) 入江 健 TEL (03) 3663 - 6122
 半期報告書提出予定日 平成 19 年 12 月 21 日

(百万円未満切捨て)

1. 平成 19 年 9 月中間期の業績 (平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 9 月 30 日)

(1) 経営成績 (%表示は対前年中間期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年9月中間期	471	△13.0	△113	—	△112	—	△113	—
18年9月中間期	541	△19.7	△101	—	△129	—	△78	—
19年3月期	998	—	△241	—	△268	—	△204	—

	1株当たり中間 (当期)純利益	潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益
	円 銭	円 銭
19年9月中間期	△3,153 73	— —
18年9月中間期	△2,296 41	— —
19年3月期	△5,874 38	— —

(参考) 持分法投資損益 19年9月中間期 一百万円 18年9月中間期 一百万円 19年3月期 一百万円

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
19年9月中間期	8,961	2,322	25.9	64,557 12
18年9月中間期	9,394	2,528	26.9	71,295 82
19年3月期	9,724	2,425	24.9	67,712 79

(参考) 自己資本 19年9月中間期 2,322百万円 18年9月中間期 2,527百万円 19年3月期 2,425百万円

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
19年9月中間期	△38	△3	9	1,120
18年9月中間期	152	△302	530	1,314
19年3月期	98	△434	554	1,152

2. 配当の状況

(基準日)	1株当たり配当金		
	中間期末	期末	年間
	円 銭	円 銭	円 銭
19年3月期	—	—	0 00
20年3月期	—	—	0 00
20年3月期(予想)	—	—	—

3. 平成 20 年 3 月期の業績予想 (平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日)

当社の業績は、事業の特性上、商品先物市場の動向によって大きく変動する可能性があることに加えて、3ページ「1. 経営成績 (1) 経営成績に関する分析」に記載の通り、当社を取巻く事業環境は、前事業年度より当社が設立以来経験したことの無い特異な状況が続いております。このため過年度の経験・実績をもって今後の業績を合理的に予想することが極めて困難な状況にあり、投資家の皆様に誤解されない適切な開示が困難であるため、業績予想は開示しておりません。

その代替として、四半期末を経過するごとに業績速報の速やかな開示に努めるとともに、営業収益、並びに

業績に影響を与える委託者数、委託売買高などの業務係数を月次で開示いたします。

なお、期中において事業環境の特異な状況が改善された場合、または特異な状況下においても合理的に予想することが可能となったと当社が判断した場合には、速やかに業績予想を開示いたします。

4. その他

(1) 中間財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの）

- | | |
|-----------------|---|
| ① 会計基準等の改正に伴う変更 | 無 |
| ② ①以外の変更 | 無 |

(2) 発行済株式数（普通株式）

①期末発行済株式数(自己株式を含む) 19年9月中間期 35,978株 18年9月中間期 35,457株 19年3月期 35,819株

②期末自己株式数 19年9月中間期 一株 18年9月中間期 一株 19年3月期 一株

(注) 1株当たり中間(当期)純利益の算定の基礎となる株式数については、34ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

1. 経営成績

(1) 経営成績に関する分析

当中間会計期間におけるわが国経済は、輸出、設備投資、生産が増加を続け、企業収益が高水準で推移するなか雇用者所得も緩やかに増加、個人消費も底堅く推移し、景気は緩やかに拡大いたしました。

このような経済環境のもと国内商品先物市場(*1)におきましては、当初は石油エネルギーの代替需要が見込まれる農産物市況が堅調、貴金属市況や石油市況は高止まりの状態でも方向感を欠く展開で推移していましたが、米国サブプライムローン問題を理由に金融市場が安定感を欠くにつれ総じて軟調に転じ、さらに8月の急激な円高により急落いたしました。その後、一転して騰勢を強めて急落前の水準にまで値を戻す展開となりましたが、8月の急落局面で損失を被った市場参加者も少なくなかったこと等から、新規取引の手控えや建玉(*2)の決済が進み、全国商品取引所出来高(オプション取引含む)(*3)は3,634万枚(前年同期比23.7%減)、当中間会計期間末の全商品取引所合計取組高(*4)は101万枚(同11.3%減)にそれぞれ減少し、前期まで3期連続して続いた市場の閑散化がさらに進むこととなりました。

このような商品先物市況を受け、当社の商品取引受託業務(*5)におきましては、大豆先物を中心に農産物市場の取引が活発となり農産物市場の委託売買高(*6)は前年同期比17.1%増加しましたが、貴金属市況及び石油市況が投資妙味に欠ける展開となったこと及び8月の急落局面前後に取引が手控えられたことから貴金属市場の委託売買高が同50.9%減少、石油市場の委託売買高が同38.8%減少した結果、当中間会計期間の委託売買高は579千枚(前年同期比33.0%減)となりました。

また、その他の商品先物取引に係る営業資産につきましては、8月の急落局面前後の相場変動により損失を被った委託者(*7)が少なくなく、この間に、損失を被った委託者の解約、建玉の決済、売買差損による預り証拠金の減少が集中したことが重石となり、当中間会計期間末における委託者数は3,119名(同0.8%増)、未決済建玉22,433枚(同13.0%増)、預り証拠金(*8)6,195百万円(同2.7%減)に留まりました。

以上の結果、当中間会計期間における営業収益は471百万円(同13.0%減)に減少しましたが、営業費用が584百万円(同9.2%減)に減少した結果、営業損失113百万円(前年同期は101百万円の損失)、経常損失112百万円(前年同期は129百万円の損失)、中間純損失113百万円(前年同期は78百万円の損失)となりました。

主な収益・費用の状況は以下のとおりであります。

①営業収益

当中間会計期間の営業収益は471百万円(前年同期比13.0%減)となりました。

営業収益が減少した主な要因は、商品先物取引に係る受取手数料が466百万円(同13.0%減)に減少したことによるものです。なお、商品先物取引に係る受取手数料につきましては、商品先物取引に係る委託売買高が前年同期比33.0%減少したものの、委託売買高に占める委託手数料単価の廉価な日計り取引(*9)の比率が低下したことにより、委託売買高の減少幅に対して小幅減となりました。

②営業費用

当中間会計期間の営業費用は584百万円(前年同期比9.2%減)となりました。

営業費用が減少した主な要因は、委託売買高の減少に伴い取引所等関係費が減少したことに加えて、人件費・器具備品使用料等費用の削減に努めたことによるものです。

③営業外費用

当中間会計期間の営業外費用は0百万円(前年同期比96.7%減)となりました。

営業外費用が減少した主な要因は、前中間会計期間におきましては当社株式上場(*10)に伴い株式交付費及び株式上場費用として27百万円を計上しましたが、当中間会計期間におきましては株式上場費用の計上がなく、株式交付費が0百万円に減少したことによるものです。

*1 「国内商品先物市場」とは、商品先物取引を行うために商品取引所法に基づいて開設された商品取引所で運営されている市場のことを言います。日本国内には、東京穀物商品取引所、東京工業品取引所、中部大阪商品取引所、関西商品取引所の計4つの商品取引所があり、それぞれの取引所において、農産物市場、貴金属市場、石油市場などの市場が運営されています。

*2 「建玉」とは、商品先物市場で成立(約定)した取引のうち、決済されていない取引のことを言います。

*3 商品先物市場で成立(約定)した取引の数量を「出来高(できだか)」と言い、「全国商品取引所出来高」

は国内4商品取引所の出来高の合計です。

- *4 商品先物市場で成立(約定)した取引のうち、決済されていない取引の数量を「取組高(とりくみだか)」
と言い、「全商品取引所合計取組高」は国内4商品取引所の取組高の合計です。
- *5 「商品取引受託業務」とは、一般投資家や商品の生産者が商品先物取引を行うために、その委託を受けて
商品先物市場において取引する業務などのことを言います。
- *6 「委託売買高」とは、商品取引員(*)が、委託者から委託され商品先物市場において成立(約定)した取
引の数量のことを言います。
(*)「商品取引員」とは、投資家や上場商品の生産者等から委託を受けて商品取引所での取引を執行する又
は取り次ぐことを業として、農林水産大臣及び経済産業大臣から許可を受けた事業者のことを言いま
す。
- *7 「委託者」とは、商品先物取引を行うために商品取引員にその取引を委託する法人、個人のことを言
います。
- *8 「預り証拠金」とは、商品先物取引の証拠金として、委託者が商品取引員に預託している現金や有価証
券のことを言います。
- *9 「日計り取引」とは、新規取引と、その新規取引による建玉を反対売買により決済する取引を、同一日
に行うことを言います。
- *10 当社は、平成18年5月に株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」に当社
株式を上場いたしました。

(2) 財政状態に関する分析

①資産、負債及び純資産の状況

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ679百万円減少し、7,888百万円となりま
した。これは主に商品先物取引受託業務に係る預り証拠金の減少に伴い、差入保証金が627百万円減少したこ
とによるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ83百万円減少し、1,073百万円となりま
した。新規設備投資の抑制及び減価償却費85百万円の計上が主な要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ660百万円減少し、6,413百万円となりま
した。これは主に商品先物取引受託業務に係る預り証拠金549百万円及び預り証拠金代用有価証券109百万円の
減少によるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末とほぼ変わらずの15百万円となりました。固定
負債はその全額が退職給付引当金で、外部委託の適格退職年金の運用結果を反映したものであります。

(特別法上の準備金)

当中間会計期間末における特別法上の準備金の残高は、前事業年度末と同水準の209百万円となりました。
特別法上の準備金はその全額が商品取引責任準備金で、前事業年度に引き続き積立を停止し、また、商品取引
事故の損失補填に伴う取崩額も僅少であったことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ102百万円減少し、2,322百万円となりまし
た。中間純損失113百万円を計上したことが主な要因であります。

②キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前事業年度末に比べ32
百万円減少し、1,120百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は38百万円となりました。主な要因としては、差入保証金の減少により627百
万円、保管有価証券の減少により109百万円、現金支出を伴わない減価償却費の計上により85百万円資金が増

加いたしました。預り証拠金の減少により658百万円、委託者先物取引差金(借方)の増加により121百万円、そして税引前中間純損失の計上により111百万円資金が減少いたしました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は3百万円となりました。これは主に株式会社日本商品清算機構に対し、清算預託金として長期差入保証金を計上したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果調達した資金は9百万円となりました。これは役職員の株予約権の権利行使に伴い、株式を発行したことによるものであります。

(3) 利益配分に関する基本方針及び当期の配当

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、収益状況に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、今後の事業環境の見通しについて予断を許さない状況であることから内部留保の確保を優先させていただきたく、誠に遺憾ながら、無配とさせていただく予定であります。

(4) 事業等のリスク

当社の事業その他に関するリスクについて、投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、必ずしもかかるリスク要因に該当しないと思われる事項についても、積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。当社は、これらの潜在的なリスクを認識した上で、その回避ならびに顕在化した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、本項には将来に関する事項が含まれますが、当該事項は平成20年3月期中間決算短信開示日(平成19年10月26日)現在において判断したものであります。

①事業環境の変化による影響

a. インターネット自体及びインターネット取引の発展について

当社は、インターネットを主たる販売チャネルとする商品取引受託業務を行っており、インターネットのさらなる普及及びインターネット商取引の発展が当社の成長にとっての不可欠な条件であります。

しかしながら、インターネットの歴史は浅く、今後も順調に利用者数が増加する保証はありません。また、インターネットを利用した犯罪が誘発されるなどの弊害も生じていること、及びかかる弊害に対してインターネットの利用に関する規制が導入されるなどの要因により、その普及を阻害される可能性もないとは断言できません。今後のインターネットの更なる発展が実現しない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 技術革新への対応について

IT関連技術は技術革新が継続しており、新技術の登場により、業界の技術標準または顧客の利用環境が変化します。これらの新技術への対応が遅れた場合、当社の提供するサービスが、陳腐化・不適合化し、業界内での競争力低下を招く可能性があります。また、新技術の適合のために、新たな社内体制の構築及びシステム開発等の多額の費用負担が発生する場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. 商品先物市場について

当社は、商品取引受託業務に係る委託手数料が営業収益の大半を占めております。そのため、商品先物市場の出来高・取組高等の動向に強い影響を受けることがあります。商品先物市場は、商品の需給動向、為替動向、金利、国際情勢、国内外の主要金融・商品市場の動向、投資家の心理等の様々な要因の影響を受け、商品価格の下落や過剰な価格変動等により、出来高・取組高が減少することがあります。

今後、商品先物市場において出来高・取組高が低下していった場合、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。また、政府は商品先物市場に係る制度改革を推し進めており、将来における法改正等については現段階で予測できないものの、その内容によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②現在の事業内容に関するリスク

a. 事業概要及び業績について

当社の事業内容は、主にインターネット及びコールセンターを通じた商品取引受託業務であります。商品取引受託業務には、自社が委託者から取引の委託を受け、商品市場においてその取引を執行する「受託」と、自社が委託者から取引の取次ぎの委託を受け、他の商品取引員へ取引を取次ぎ、当該他の商品取引員が商品市場において取引を執行する「取次ぎ」の2形態があり、当社は、平成13年1月より「取次ぎ」による商品取引受託業務を開始した後、平成16年11月に商品取引員の許可の区分を「取次ぎ」から「受託」に変更し、東京工業品取引所及び東京穀物商品取引所並びに中部大阪商品取引所に開設されている商品市場において「受託」による商品取引受託業務を開始いたしました。また、同年12月より各商品市場における取次ぎ業務を順次廃止し、平成17年11月をもって全ての商品市場について取次ぎ業務を廃止いたしました。

当社の業績は、平成12年10月の設立の後、平成13年1月より商品取引受託業務を開始し、第2期（平成14年3月期）に東京ゼネラル株式会社及び太陽ゼネラル株式会社（現トリフォ株式会社）から会社分割によりそれぞれの取引顧客の移管を受けたことにより黒字転換し、第2期以降連続して黒字決算となっておりますが、第7期（平成19年3月期）には事業環境の急激な悪化の影響等により赤字決算となっております。当社は、営業収益の多くを商品先物取引に係る委託手数料が占めており、その他の営業収益として、システムの販売、運営、保守、ASP等システム売上高を計上しておりますが、これらは一時的な収益であり定期的又は安定的な収益ではありません。また、取次ぎ業務の順次廃止と受託業務の開始に伴い、第5期（平成17年3月期）より、取次ぎ業務に係る取次ぎ先への取次委託手数料に代わり、受託業務に係る取引所等への諸会費等を納めることとなっております。

以上のとおり、当社の設立は平成12年10月と社歴が浅く、また事業展開の変化及び収益構造の変化が生じております。したがって、過年度の経営成績だけでは、今後の当社の業績を判断する材料としては不十分である可能性があります。

なお、当社の最近5事業年度の主な業績の推移及び商品先物取引委託者数の推移は以下のとおりであります。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
営業収益 (千円)	1,374,306	1,354,737	1,388,985	1,327,779	998,177
うち商品先物取引に係る 受取手数料	1,264,228	1,190,115	1,281,874	1,235,782	988,719
うちその他営業収益 (システム売上等)	103,680	134,950	87,617	74,000	—
販売費及び一般管理費 (千円)	1,210,221	1,231,013	1,289,008	1,217,603	1,239,837
うち取次委託手数料	197,762	196,054	147,882	365	—
うち取引所等関係費	1,861	2,199	52,979	162,613	160,292
経常利益又は経常損失(△) (千円)	165,455	97,205	99,116	109,675	△268,580
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	81,197	46,830	15,573	8,222	△204,992
商品先物取引 委託者数 (人)	2,485	2,410	2,482	2,905	3,126
うちセルフコース	1,553	1,684	1,815	2,235	2,431
うちサポートコース	932	726	667	670	695

b. 商品取引責任準備金について

商品取引員は、商品取引所法第221条第1項の規定により、商品取引事故による損失に備えるため、商品市場における取引等の取引高に応じ、同法施行規則第111条に定める額の商品取引責任準備金を積み立てなければならない、とされております。

商品取引責任準備金の積み立ての方法は、日本商品先物取引協会の定める「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」に規定されており、同規則第3条の規定による額を、同規則第5条による積立最高限度額に達するまで、毎月、積み立てなければならないとされており、その積立額が、事業年度終了の日において、積立最高限度額を超えている場合は、その超えている金額を取り崩すことができ、また、事業年度終了の日

において、積立最高限度額に達していたときは、以後の積み立てを停止することができます。積み立てを停止した場合において、積立最高限度額の増額や商品取引責任準備金の取崩しにより積立額が積立最高限度額を下回ったときは、同規則第7条の規定により、事業年度終了の日一括して積み立てる方法、又は事業年度の途中で同規則第3条の規定による額の積み立てを再開し事業年度終了の日において積立最高限度額に不足がある場合はその不足額を事業年度終了の日一括して積み立てる方法、のいずれかの方法により積み立てを再開しなければなりません。

当社におきましては、平成18年3月期の事業年度終了の日において積立最高限度額に達していたことから以後の積み立てを停止し、以後の積み立てについては、事業年度の途中において積立最高限度額の増額や商品取引責任準備金の取崩しにより積立額が積立最高限度額を下回った場合に、事業年度終了の日一括して積み立てる方法を採用しております。

以上のとおり、当社の商品取引責任準備金の積立額及び積立最高限度額の増減によって、特別利益又は特別損失が増加又は減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、事業年度終了の日における取り崩し又は積み立ての額は、日本商品先物取引協会の定める「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」第5条の規定により、事業年度終了の日を経過するまで確定しません。したがって、半期或いは四半期の経営成績だけでは、通期の業績を判断する材料としては不十分である可能性があります。

また、商品取引所法及び同法施行規則並びに「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」は、平成19年9月30日より改正施行され、商品取引責任準備金の積み立ての対象となる取引の種類、積立額及び積立最高限度額の計算式が変更されており、「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」においては、その附則として施行日(平成19年9月30日)において積立額が積立最高限度額を超えている場合には、その超える額を日本商品先物取引協会の承認を得て取り崩すことができる旨規定しております。このため、今後の商品取引責任準備金の取り崩し又は積み立てに伴う特別利益又は特別損失を計上する額及び時期が、過年度に計上した額及び時期と乖離する可能性があります。

c. 新規参入及び競合について

当社は、オンライン専業商品取引員として事業を拡大してまいりましたが、平成16年12月末の委託手数料の完全自由化及び平成17年5月の商品取引所法改正など商品先物市場の信頼性・簡便性の向上により、新たにオンライン専業商品取引員が新規参入するなどして競争が激化する可能性があります。当社は、顧客ニーズにマッチしたサービスを提供し、既に一定の委託者数・預り証拠金等の営業資産を有することから、当業界において比較的優位な状況にあると認識しており、今後も、「顧客中心主義」に基づくサービスの提供及び利便性の向上に努めることにより、優位性を維持できるものと考えております。

しかしながら、今後、競争が激化した場合に、当社がオンライン商品先物取引事業において優位性を構築・維持できる保証はなく、当社の営業収益が低下する可能性があり、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

d. 商品取引受託業務について

商品先物取引は、実際の商品の総代金ではなく、定められた額の証拠金を担保として預託して行う取引であります。そのため、委託者は、証拠金の額に比して多額の利益になることもありますが、逆に預託した証拠金以上の多額の損失が発生することがあります。

当社では、受託業務に係る管理部門である業務管理グループが、預託した証拠金以上の損失の発生を抑制するため、委託者の取引状況を管理し、電話等による注意喚起を行い、状況に応じて取引を制限する等の措置を講じております。

しかしながら、商品市況の変化に伴い、預託されている証拠金を超える損失が発生した場合において、その総額または発生件数によっては、無担保未収金の増加により貸倒引当金の積増しを行うことが必要になる、或いは貸倒損失が発生するなど、当社の経営成績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。平成19年9月30日現在における、当社の無担保未収金の総額は29,889千円であり、当該無担保未収金に対する貸倒引当金の総額は9,715千円となっております。

e. システムについて

当社は、インターネットを主たる販売チャネルとしているため、オンライン取引システムの安定性を経営の最重要課題と認識しており、そのサービスレベルの維持向上に日々取り組んでおります。

しかし、オンライン取引システムに関しては、ハードウェア、ソフトウェアの不具合、人為的ミス、通信回線の障害、コンピューターウイルス、サイバーテロのほか、災害等によってもシステム障害が発生する可能性があります。何らかの理由によりシステム障害が発生し、その障害への対応が遅れた場合、または適切な対応ができなかった場合には、システム障害により生じた損害の賠償を求められたり、当社のシステム及びサポート体制に対する信頼が低下し顧客離れが生じたりするなど、当社の業績に影響を与える可能性があります。

f. 法的規制について

イ. 商品取引受託業務の許可

当社は商品取引受託業務を営むため、商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を受けております。商品取引受託業務は、商品取引所法、同法施行令、同法施行規則等の関連法令、商品先物取引所が定めた受託契約準則、その他当業界の自主規制団体の日本商品先物取引協会が定めたガイドラインの適用を受けております。

当社は、商品取引所法及び同法施行規則に基づき、純資産額規制比率による制限が設けられています。純資産額規制比率とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として主務省令で定めるところにより算出した額に対する比率であります。当社の純資産額規制比率は当中間会計期間末現在1,219.0%ですが、120%を下回る事態が生じた場合には、主務大臣は商品取引員に対し商品取引受託業務の方法の変更等を、また、100%を下回る場合には3ヶ月以内の期間の業務の停止を命じることができ、業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ、回復の見込みがないときは商品取引員の許可を取り消すことができるとされています。

当社及び当社の役職員が、商品取引所法等の法令に違反し、許可の取消、改善に必要な措置等を命じる行政処分が発せられた場合等には、当社の経営に支障をきたし、或いは当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ロ. 日本商品委託者保護基金

商品取引員は、委託者保護のために、商品取引所法に基づき政府が承認した委託者保護基金に加入することが義務づけられており、当社は日本商品委託者保護基金(※)に加入しております。日本商品委託者保護基金は、基金の会員である商品取引員が破綻した場合には、委託者が破綻商品取引員に預託した現金その他委託者の一定債権について、上限を委託者1人当たり10,000千円として保護することとなっており、委託者への支払い等に充てるため委託者保護資金を設けております。委託者保護資金の原資の一部には、会員企業から徴収される負担金が充てられ、破綻等に伴う支払いにより委託者保護資金の額が基金の定める造成水準を下回った場合、その差額を会員から徴収することができます。そのため、多額の追加拠出が求められた場合には、当社の経営成績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

(※日本商品委託者保護基金は、商品取引所法第269条第3項に規定される委託者保護業務を行うことを目的として同法の規定に基づいて設立された会員組織の社団であります。)

ハ. 金融商品取引法等

当社は、商品投資販売業及び外国為替保証金取引(店頭金融先物取引)を営むため、金融商品取引法に基づく「金融商品取引業者」の登録を受けており、同法はその勧誘行為、広告、自己資本規制比率に対して諸々の規制を定めております。また、商品投資販売業は、商品投資にかかる事業の規制に関する法律、同法関連法令、自主規制団体の社団法人日本商品投資販売業協会が定めた自主規制ルール of 適用を受けております。

当社及び当社の役職員が、これらの法令・諸規則に違反し、登録の取消、改善に必要な措置等を命じる行政処分が発せられた場合等には、当社の経営に支障をきたし、或いは当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ニ. 金融商品の販売等に関する法律及び消費者契約法

金融商品の販売等に関する法律は、金融商品の販売等に際しての顧客の保護を図るため、金融商品販売業者等の説明義務及びかかる説明義務を怠ったことにより顧客に生じた損害の賠償責任ならびに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等にかかる勧誘の適正の確保のための措置について定めております。

また、消費者契約法は、消費者契約における消費者と事業者との間に存在する構造的な情報の質及び量並びに交渉力の格差に着目し、一定の場合に、消費者が契約の効力を否定することができる旨を規定しております。

当社は、これらの法令に違反することが無いよう法令遵守に努めてまいりましたが、今後これらの違反が発生した場合には、損害賠償責任が生ずるとともに、顧客からの信頼が失墜するなど、当社の業績に影響を与える可能性があります。

g. 顧客情報のセキュリティについて

当社の事業におきましては、顧客情報の不正取得・漏洩・改変等による被害の防止が極めて重要であります。当社では、厳格な個人情報保護のルールに基づいた十分なセキュリティ対策を講じておりますが、今後個人情報保護における何らかの問題が生じた場合には、顧客からの信頼が失墜するなど、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

h. 商品先物取引に係る委託手数料の少数委託者への依存について

当社の商品先物取引に係る受取手数料は、その大半が少数の委託者から生じており、今後は、全体的な委託者数を増加させることにより依存状況を解消する方針です。

しかしながら、これらの委託者が何らかの理由により解約した場合には、当社の売上・収益が低下する可能性があります、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

i. 今後の事業展開について

商品先物市場を取り巻く環境は、必ずしも明るいとは言えない状況にありますが、法改正に伴う健全な市場育成策の推進、オンライン取引の増加など、当社にとって明るい材料もあります。

当社では、「顧客中心主義」に基づき、変化する顧客ニーズにいかに応え、更なる成長、企業価値の向上を実現していくかが課題となっております。今後、他の商品取引員と競合しながらも継続的な成長を実現させていくために、一層の顧客の利便性の向上、サービスの安定提供、コンプライアンス体制の強化、財務体質の強化を推進する方針であります。

しかし、これらの施策が十分に達成できない場合や、これらの施策が顧客のニーズが十分に反映されたものではなかった場合には、当社の成長を阻害する要因にもなり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

③訴訟

平成20年3月期中間決算短信開示日現在、当社が受託した商品先物取引に関して3件の損害賠償請求が提訴され、係争中であります。係争金額は43,724千円であり、商品先物取引に係るリスクの説明義務違反等の違法行為があったとして提起されたものであります。これに対し、当社は何らの違法行為が無いことを主張しておりますが、本訴訟は係争中であるため、現時点で結果を予測するのは困難であります。

④事業体制に係るリスク

a. 内部管理体制について

当社では、法令遵守のための内部管理組織の整備をし、法令その他の規則の遵守を徹底するため、代表取締役直属の内部管理部門である監査室と受託業務に係る管理部門である業務管理グループの2部門体制により、顧客からの信頼を維持するよう努めております。

業務管理グループにおいては、委託者保護の徹底、適合性原則(※)の厳守、不正取引の防止等の観点から、登録外務員の営業活動の監視、顧客の取引状況の管理、電話等による売買動機及び売買目的等のヒアリング等を行い、必要に応じて注意喚起しております。また、注意事項について、改善の見られない顧客については、取引を制限する場合があります。

当社では、このように内部管理体制の充実に努めておりますが、これらの施策が十分でなく、登録外務員と顧客との間で意思疎通が欠けたこと等に起因する苦情などが発生した場合、もしくは何らかの事故等が発生した場合には、協議和解金の支払い等のための費用が発生し、当社業績に影響を与える可能性があります。

(※商品取引所法第215条においては、「適合性の原則」として、「商品取引員は、顧客の知識、経験及び

財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。」と規定されております。)

b. 小規模組織について

当社は、平成19年9月30日現在、従業員41名と小規模組織であり、今後の事業拡大とともに人員の育成・増強と内部管理体制の一層の充実を図る予定であります。しかし、人材の確保及び管理面の強化が予定通り進捗しない場合、業務の組織的な運営を行う上での効率性または管理機能が低下する恐れがあり、業務に支障をきたす可能性があります。

c. 優秀な人材の確保について

当社は、優秀な人材を確保することが、業務の効率化及び生産性の向上による経営の低コスト運営の維持・強化に必要であり、当社の経営の重要な課題と認識しております。

当社は、事業の拡大に応じて優秀な人材の採用等を進め、かつストックオプション制度等の公正なインセンティブプランの実施により、役職員の経営への参画意識及び業績の向上を図るとともに、優秀な人材の定着を図るよう努めてまいります。

しかしながら、当社の求める人材が十分に確保できない場合には、当社の事業拡大及び業績の向上に影響を与える可能性があります。

⑤SBIグループ

a. SBIグループとの関係について

SBIグループは、SBIホールディングス株式会社を中心に、ベンチャー企業などへの投資を行うファンドの設定・運営を行う「アセットマネジメント事業」、投資家に対して証券取引や商品先物取引などの金融商品を提供する他、株式公開引受・社債引受など投資銀行業務を行う「ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業」、金融商品の比較サイトの運営など金融に関連する幅広いサービスを取扱う「ファイナンシャル・サービス事業」、住宅ローン・不動産投資・開発など不動産関連ビジネスを行う「住宅不動産事業」、生活の様々な場面で利用するサービスの比較サイトの運営などを行う「生活関連ネットワーク事業」の5つを中核事業としております。

当社は、ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業の一翼として、グループ内において唯一、商品取引受託業務を専業とする企業であり、独立した経営を行っておりますが、将来のグループの政策変更等により、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

b. 役員の兼任について

当社の非常勤を含む役員7名のうち、SBIホールディングス株式会社との兼任者は3名であり、その氏名並びに当社及びSBIホールディングス株式会社における役職は以下のとおりであります。取締役会長北尾吉孝氏は当社に対する経営方針及び事業運営に関して有用な助言を得ること等を目的として、非常勤監査役平林謙一氏及び高田和弘氏は監査体制強化のため、それぞれ当社が招聘したものであります。

当社における役職	氏名	SBIホールディングス株式会社における役職
取締役会長	北尾 吉孝	代表取締役執行役員CEO
監査役 (非常勤)	平林 謙一	監査役 (非常勤)
監査役 (非常勤)	高田 和弘	不動産事業本部不動産関連事業投資ユニット企業審査部長

⑥株式に係るリスク

当社は、役員及び従業員のモチベーション向上及び優秀な人材の確保を目的として、ストックオプションとして新株引受権 (成功報酬型ワラント) 及び新株予約権を付与しております。

これらの新株引受権または新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、当社株価形成に影響を与える可能性があります。また当社は今後も優秀な人材確保のために、ストックオプションのようなインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しており、今後も新たに新株予約権を

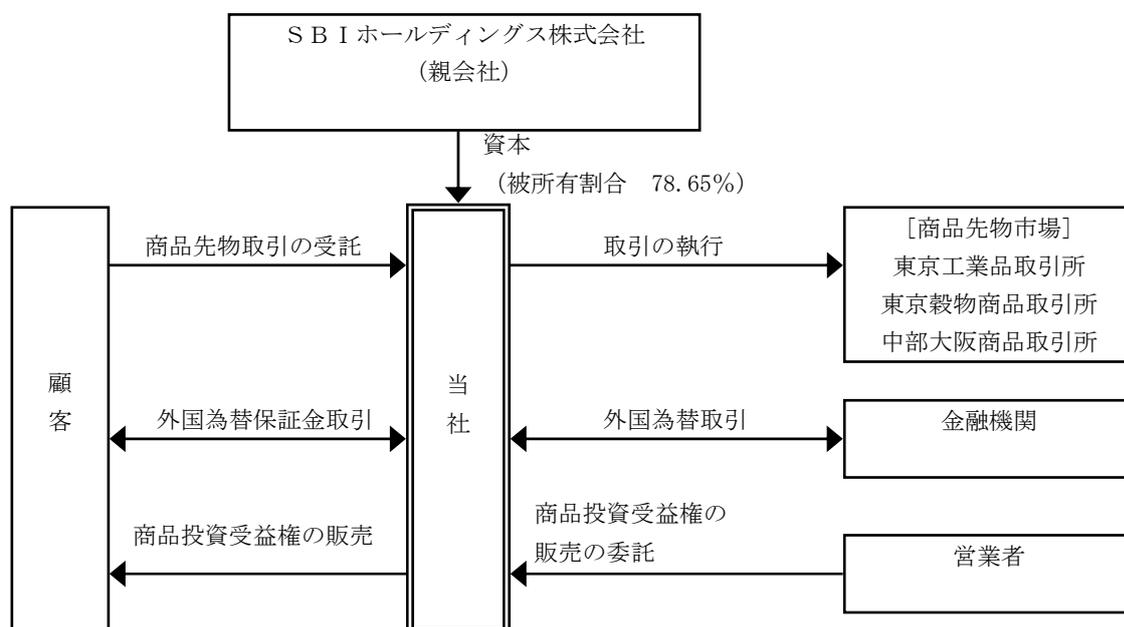
付与する可能性があります。

2. 企業集団の状況

当社の企業集団は、当社及び親会社である SBI ホールディングス株式会社により構成されています。当社の事業内容は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種の商品先物取引（商品取引所法第 2 条第 8 項第 1 号から第 4 号に規定する現物先物取引、現金決済取引、指数先物取引およびオプション取引。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）および自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主業務とするオンライン取引（※ 1）による商品取引受託業務を主たる事業として、他に外国為替取引事業および商品投資販売業（※ 2）を行っております。

[事業系統図]

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



※ 1 「オンライン取引」とは、委託者が、当社の営業所以外の場所に設置したコンピューター又は携帯情報端末等の電子機器によりインターネット又は他の商用オープンネットワークを利用して、売買注文等を発注し、当該売買注文等が機械的に認識・処理される取引であります。

※ 2 「商品投資販売業」とは、「金融商品販売法」に基づき、「商品投資に係る事業の規制に関する法律」法第二条第二項に規定される商品投資契約の締結又は代理、媒介及び同法第二条第三項に規定される商品投資受益権の販売又は代理、媒介を行う事業であります。

3. 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針

平成19年3月期中間決算短信（平成18年10月31日開示）により開示を行った内容から重要な変更がないため開示を省略します。

当該決算短信は、次のURLからご覧頂くことができます。

(当社ホームページ) <http://www.ecommodity.co.jp/ir/earning.html>

(2) 目標となる経営指標

当社は、中長期的な企業価値増大のため、企業価値の土台である顧客価値の指標として、委託者数・預り証拠金・未決済建玉・委託売買高を重要な経営指標としております。平成19年9月末の委託者数は3,119名(前年

同期比0.8%増)、預り証拠金は6,195百万円(同2.7%減)、未決済建玉は22,433枚(同13.0%増)、当中間会計期間の委託売買高は579千枚(同33.0%減)となっており、その一層の拡大を目指しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

平成19年3月期中間決算短信(平成18年10月31日開示)により開示を行った内容から重要な変更がないため開示を省略します。

当該決算短信は、次のURLからご覧頂くことができます。

(当社ホームページ) <http://www.ecommodity.co.jp/ir/earning.html>

(4) 会社の対処すべき課題

平成19年3月期決算短信(平成19年4月25日開示)により開示を行った内容から重要な変更がないため開示を省略します。

当該決算短信は、次のURLからご覧頂くことができます。

(当社ホームページ) <http://www.ecommodity.co.jp/ir/earning.html>

(5) その他、会社の経営上重要な事項

該当事項はありません。

4. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第 7 期中間会計期間末 (平成18年 9 月 30 日)		第 8 期中間会計期間末 (平成19年 9 月 30 日)		第 7 期事業年度の要約貸借対照表 (平成19年 3 月 31 日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金	※3, 4	1, 349, 714		1, 032, 273		1, 200, 193	
2. 委託者未収金	※ 6	19, 627		20, 815		34, 819	
3. 保管有価証券	※ 2	615, 175		343, 353		452, 485	
4. 差入保証金		4, 925, 178		5, 495, 250		6, 122, 620	
5. 委託者先物取引差 金	※ 5	969, 662		498, 450		376, 615	
6. 預託金	※ 3	200, 000		350, 000		200, 000	
7. その他		188, 847		148, 628		181, 754	
8. 貸倒引当金	※ 6	△1, 451		△694		△541	
流動資産合計		8, 266, 755	88. 0	7, 888, 076	88. 0	8, 567, 947	88. 1
II 固定資産							
(1)有形固定資産	※ 1	82, 219	0. 9	58, 760	0. 7	69, 153	0. 7
(2)無形固定資産		466, 291	5. 0	332, 290	3. 7	406, 029	4. 2
(3)投資その他の資産							
1. 出資金		267, 000		367, 000		367, 000	
2. 長期差入保証金		276, 620		281, 141		278, 225	
3. その他	※ 7	44, 505		42, 843		45, 234	
4. 貸倒引当金	※ 7	△9, 053		△9, 020		△8, 732	
投資その他の資産 合計		579, 072	6. 1	681, 964	7. 6	681, 728	7. 0
固定資産合計		1, 127, 583	12. 0	1, 073, 015	12. 0	1, 156, 911	11. 9
資産合計		9, 394, 338	100. 0	8, 961, 092	100. 0	9, 724, 858	100. 0

区分	注記 番号	第 7 期中間会計期間末 (平成18年 9 月30日)		第 8 期中間会計期間末 (平成19年 9 月30日)		第 7 期事業年度の要約貸借対照表 (平成19年 3 月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 未払法人税等		4,651		4,115		4,115	
2. 賞与引当金		11,333		—		—	
3. 預り証拠金		5,753,726		5,851,977		6,401,745	
4. 預り証拠金代用有 価証券		615,175		343,353		452,485	
5. 外国為替取引預り 証拠金		146,090		131,682		148,409	
6. その他		110,098		82,192		67,247	
流動負債合計		6,641,076	70.7	6,413,320	71.6	7,074,002	72.7
II 固定負債							
1. 退職給付引当金		12,726		15,522		15,077	
固定負債合計		12,726	0.1	15,522	0.2	15,077	0.2
III 特別法上の準備金							
1. 商品取引責任準備 金	※ 4	211,980		209,273		209,923	
特別法上の準備金合 計		211,980	2.3	209,273	2.3	209,923	2.2
負債合計		6,865,783	73.1	6,638,116	74.1	7,299,003	75.1
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		1,678,219	17.9	1,695,236	18.9	1,690,107	17.4
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		879,054		896,338		891,106	
資本剰余金合計		879,054	9.3	896,338	10.0	891,106	9.1
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余 金							
繰越利益剰余金		△29,338		△268,939		△155,809	
利益剰余金合計		△29,338	△0.3	△268,939	△3.0	△155,809	△1.6
株主資本合計		2,527,935	26.9	2,322,635	25.9	2,425,404	24.9
II 新株予約権		618	0.0	339	0.0	449	0.0
純資産合計		2,528,554	26.9	2,322,975	25.9	2,425,854	24.9
負債純資産合計		9,394,338	100.0	8,961,092	100.0	9,724,858	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月 30 日)		第 8 期中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)		第 7 期事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 営業収益			541,494	100.0		471,268	100.0		998,177	100.0
II 営業費用	※ 1		643,230	118.8		584,310	124.0		1,239,837	124.2
営業損失 (△)			△101,736	△18.8		△113,041	△24.0		△241,659	△24.2
III 営業外収益	※ 2		841	0.2		1,386	0.3		2,086	0.2
IV 営業外費用	※ 3		28,652	5.3		950	0.2		29,007	2.9
経常損失 (△)			△129,546	△23.9		△112,605	△23.9		△268,580	△26.9
V 特別利益										
1. 商品取引責任準備 金戻入額		1,000			650			3,057		
2. 貸倒引当金戻入益		261			249			281		
3. 受取損害賠償金		798			—			1,140		
4. 関連当事者受取手 数料	※ 4	78,587			—			78,587		
5. 過年度情報料返戻 額	※ 5	—			—			11,682		
6. その他		—	80,646	14.9	—	899	0.2	0	94,748	9.5
VI 特別損失										
1. 固定資産除却損		123			—			123		
2. 前期損益修正損		—	123	0.0	—	—	—	113	237	0.0
税引前中間(当期) 純損失 (△)			△49,023	△9.0		△111,705	△23.7		△174,069	△17.4
法人税、住民税及 び事業税		1,425			1,425			2,850		
過年度法人税等戻 入額		△2,138			—			△2,138		
法人税等調整額		30,211	29,497	5.5	—	1,425	0.3	30,211	30,922	3.1
中間(当期)純損 失 (△)			△78,520	△14.5		△113,130	△24.0		△204,992	△20.5

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月 30 日)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
平成18年 3 月 31 日 残高 (千円)	1,448,518	548,100	49,182	2,045,801	721	2,046,522
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	229,701	330,953		560,655	△102	560,552
中間純損失 (△)			△78,520	△78,520		△78,520
その他株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額					△0	△0
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	229,701	330,953	△78,520	482,134	△102	482,031
平成18年 9 月 30 日 残高 (千円)	1,678,219	879,054	△29,338	2,527,935	618	2,528,554

第 8 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
平成19年 3 月 31 日 残高 (千円)	1,690,107	891,106	△155,809	2,425,404	449	2,425,854
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	5,129	5,232		10,361	△103	10,258
中間純損失 (△)			△113,130	△113,130		△113,130
その他株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額					△6	△6
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	5,129	5,232	△113,130	△102,768	△109	△102,878
平成19年 9 月 30 日 残高 (千円)	1,695,236	896,338	△268,939	2,322,635	339	2,322,975

第 7 期事業年度の株主資本等変動計算書 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益 剰余金			
			繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高 (千円)	1,448,518	548,100	49,182	2,045,801	721	2,046,522
事業年度中の変動額						
新株の発行	241,589	343,006		584,595	△267	584,328
当期純損失 (△)			△204,992	△204,992		△204,992
その他株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額					△4	△4
事業年度中の変動額合計 (千円)	241,589	343,006	△204,992	379,603	△271	379,331
平成19年3月31日残高 (千円)	1,690,107	891,106	△155,809	2,425,404	449	2,425,854

(4) 中間キャッシュ・フロー計算書

		第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月 30 日)	第 8 期中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	第 7 期事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税引前中間 (当期) 純損失 (△)		△49,023	△111,705	△174,069
減価償却費		87,313	85,903	190,514
貸倒引当金の増減額 (減少: △)		△13,192	441	△14,423
賞与引当金の減少額		△3,133	-	△14,466
退職給付引当金の 増加額		16,702	444	19,054
商品取引責任準備金 の減少額		△1,000	△650	△3,057
固定資産除売却損益		123	-	123
受取利息及び受取配 当金		△131	△1,308	△1,340
償却債権取立益		-	-	△500
受取損害賠償金		△798	-	△1,140
関連当事者受取手数料		△78,587	-	△78,587
過年度情報料返戻額		-	-	△11,682
株式交付費		14,474	312	14,636
株式上場費用		13,222	-	13,222
その他預金の増減額 (増加: △)	※ 2	11,149	△7,992	2,179
商品取引責任準備預 金の減少額		24,214	2,707	24,231
委託者未収金の減少 額		25,321	15,265	7,760
保管有価証券の減少 額		19,532	109,131	182,223
その他営業債権の 減少額		59,619	28,078	70,747
その他営業債務の 増加額		61,001	10,080	18,710
委託者先物取引差金 (借方) の増加額		△969,662	△121,834	△376,615
委託者先物取引差金 (貸方) の減少額		△9,523	-	△9,523
差入保証金の減少額		1,260,919	627,369	63,477

		第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月 30 日)	第 8 期中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	第 7 期事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
預り証拠金の増減額 (減少: △)		△398, 266	△658, 899	87, 061
外国為替取引預り証 拠金の減少額		△3, 510	△16, 727	△1, 191
預託金の増減額 (増加: △)		15, 514	△9, 179	12, 452
未収消費税等の増減 額 (増加: △)		258	5, 078	△3, 348
未払消費税等の増加 額		-	4, 951	-
その他		270	△6	266
小計		82, 811	△38, 539	16, 715
利息及び配当金の受 取額		131	1, 308	1, 340
償却債権の取立額		-	-	500
損害賠償金の受取額		798	-	1, 140
関連当事者受取手数 料の受取額		78, 587	-	78, 587
過年度情報料の返戻 額		-	-	11, 682
法人税等の支払額		△9, 840	△1, 511	△11, 393
営業活動による キャッシュ・フロー		152, 487	△38, 743	98, 571

		第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	第 8 期中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	第 7 期事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得 による支出		△56,389	△671	△60,245
有形固定資産の売却 による収入		-	-	620
無形固定資産の取得 による支出		△240,104	-	△266,394
長期前払費用の増加 による支出		△1,121	-	△1,224
出資金の増加による 支出		-	-	△100,000
長期差入保証金の 増加による支出		△5,814	△2,916	△9,772
長期差入保証金の 減少による収入		2,501	-	4,854
その他		△2,000	-	△2,000
投資活動による キャッシュ・フロー		△302,927	△3,587	△434,161
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
株式の発行による 収入		546,078	9,945	569,691
株式上場費用の支出 額		△15,597	-	△15,597
財務活動による キャッシュ・フロー		530,481	9,945	554,094
IV 現金及び現金同等物の 増減額 (減少: △)		380,041	△32,384	218,504
V 現金及び現金同等物の 期首残高		934,382	1,152,886	934,382
VI 現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高		1,314,423	1,120,501	1,152,886

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	第 8 期中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 保管有価証券 商品取引所法施行規則第39条の規定により商品取引所が定めた充用価格によって評価しております。主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。</p> <p>利付国債証券 額面金額の85%</p> <p>社債 (上場銘柄) 額面金額の65%</p> <p>株券 (一部上場銘柄) 時価の70%相当額</p> <p>倉荷証券 時価の70%相当額</p> <p>(2) デリバティブ 時価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券 保管有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p>	<p>(1) 有価証券 保管有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建物 13年～15年 器具及び備品 5年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 少額減価償却資産 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>(4) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 少額減価償却資産 同左</p> <p>(4) 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 少額減価償却資産 同左</p> <p>(4) 長期前払費用 同左</p>
3. 繰延資産の処理方法	—	株式交付費 発生時に一括償却しております。	株式交付費 同左

項目	第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月 30 日)	第 8 期中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)
4. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする簡便法による）及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 商品取引責任準備金 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 —</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 商品取引責任準備金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 —</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする簡便法による）及び年金資産の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 商品取引責任準備金 同左</p>
5. 営業収益の計上基準	<p>(1) 受取手数料 商品先物取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。</p> <p>商品ファンド 取引成立日に計上しております。</p> <p>外国為替保証金取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。</p> <p>(2) 売買損益 商品先物取引 反対売買により取引を決済したときに計上しております。</p>	<p>(1) 受取手数料 商品先物取引 同左</p> <p>商品ファンド 同左</p> <p>外国為替保証金取引 同左</p> <p>(2) 売買損益 商品先物取引 同左</p>	<p>(1) 受取手数料 商品先物取引 同左</p> <p>商品ファンド 同左</p> <p>外国為替保証金取引 同左</p> <p>(2) 売買損益 商品先物取引 同左</p>

項目	第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	第 8 期中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
7. 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
8. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月 30 日)	第 8 期中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成17年12月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成17年12月 9 日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は 2,527,935千円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成17年12月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成17年12月 9 日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は 2,425,404千円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年 8 月 11 日 実務対応報告第 19号)を適用しております。これによる損益への影響はありません。</p> <p>なお、前事業年度まで損益計算書の営業外費用の内訳及びキャッシュ・フロー計算書において表示していた「新株発行費償却」は、当事業年度より「株式交付費」として表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 7 期中間会計期間末 (平成18年 9 月30日)	第 8 期中間会計期間末 (平成19年 9 月30日)	第 7 期事業年度末 (平成19年 3 月31日)
<p>※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 30,718千円</p> <p>※ 2. 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。</p> <p>担保資産</p> <p>保管有価証券 615,175千円</p> <p>上記の保管有価証券は取引証拠金の代用として610,774千円を株式会社日本商品清算機構へ、4,401千円を受託取引員へ預託しております。</p> <p>なお、担保付債務はありません。</p> <p>※ 3. 分離保管資産</p> <p>商品取引所法第210条の規定に基づく委託者資産保全措置を講じております。</p> <p>商品取引所法施行規則第98条第 1 項第 2 号に基づく委託者保護基金への預託額 預託金 200,000千円</p> <p>なお、同法施行規則第97条第 1 項に基づく当社が所定の金融機関に預託して分離保管しなければならない資産の額は、15,642千円であります。</p> <p>また、外国為替保証金取引に係る預り証拠金等の委託者に帰属する資産を金融先物取引法第91条の規定に基づいて区分管理している資産の内訳は次のとおりであります。</p> <p>現金及び預金 7,651千円</p> <p>※ 4. 商品取引責任準備金</p> <p>商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。</p> <p>この積立額に相当する額の現金を翌月に商品取引責任準備預金として自社の口座に積み立てております。</p>	<p>※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 56,069千円</p> <p>※ 2. 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。</p> <p>担保資産</p> <p>保管有価証券 341,435千円</p> <p>上記の保管有価証券は取引証拠金の代用として339,736千円を株式会社日本商品清算機構へ、1,699千円を当社の取次先である受託取引員トリフォ株式会社へ預託しております。</p> <p>なお、トリフォ株式会社が平成19年 9 月 7 日に東京地裁へ自己破産を申請し、同日同地裁より破産手続き開始決定を受けたことに伴い、現状、当該保管有価証券1,699千円は株式会社日本商品清算機構の管理下に置かれております。</p> <p>また、担保付債務はありません。</p> <p>※ 3. 分離保管資産</p> <p>商品取引所法第210条の規定に基づく委託者資産保全措置を講じております。</p> <p>商品取引所法施行規則第98条第 1 項第 2 号に基づく委託者保護基金への預託額 預託金 350,000千円</p> <p>なお、同法施行規則第97条第 1 項に基づく当社が所定の金融機関に預託して分離保管しなければならない資産の額は、27,884千円であります。</p> <p>また、外国為替保証金取引に係る預り証拠金等の委託者に帰属する資産を金融商品取引法第43条の 3 の規定に基づいて区分管理している資産の内訳は次のとおりであります。</p> <p>現金及び預金 24,613千円</p> <p>※ 4. 商品取引責任準備金</p> <p>商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。</p>	<p>※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 45,005千円</p> <p>※ 2. 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。</p> <p>担保資産</p> <p>保管有価証券 452,485千円</p> <p>上記の保管有価証券は取引証拠金の代用として448,314千円を株式会社日本商品清算機構へ、4,170千円を受託取引員へ預託しております。</p> <p>なお、担保付債務はありません。</p> <p>※ 3. 分離保管資産</p> <p>商品取引所法第210条の規定に基づく委託者資産保全措置を講じております。</p> <p>商品取引所法施行規則第98条第 1 項第 2 号に基づく委託者保護基金への預託額 預託金 200,000千円</p> <p>なお、同法施行規則第97条第 1 項に基づく当社が所定の金融機関に預託して分離保管しなければならない資産の額は、18,705千円であります。</p> <p>また、外国為替保証金取引に係る預り証拠金等の委託者に帰属する資産を金融先物取引法第91条の規定に基づいて区分管理している資産の内訳は次のとおりであります。</p> <p>現金及び預金 16,621千円</p> <p>※ 4. 商品取引責任準備金 同左</p>

(中間損益計算書関係)

第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月 30 日)	第 8 期中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)
※ 1. 減価償却実施額	※ 1. 減価償却実施額	※ 1. 減価償却実施額
有形固定資産 8,681千円	有形固定資産 11,064千円	有形固定資産 24,118千円
無形固定資産 77,419千円	無形固定資産 73,739千円	無形固定資産 163,971千円
長期前払費用 1,212千円	長期前払費用 1,099千円	長期前払費用 2,425千円
※ 2. 営業外収益のうち主要なもの	※ 2. 営業外収益のうち主要なもの	※ 2. 営業外収益のうち主要なもの
受取利息 131千円	受取利息 1,308千円	受取利息 1,340千円
		償却債権取立益 500千円
※ 3. 営業外費用のうち主要なもの	※ 3. 営業外費用のうち主要なもの	※ 3. 営業外費用のうち主要なもの
株式交付費 14,474千円	株式交付費 312千円	株式交付費 14,636千円
株式上場費用 13,222千円	リース解約金 520千円	株式上場費用 13,222千円
※ 4. 関係会社 S B I ホールディングス (株) からの商品先物取引受託による受取手 数料であります。	※ 4. —	※ 4. 関係会社 S B I ホールディングス (株) からの商品先物取引受託による受取手 数料であります。
※ 5. —	※ 5. —	※ 5. 当事業年度において過年度支払情報料 の一部につきサービス提供を受けていな かった期間の存在が確認されたことに伴 い、当該期間に係る既支払額の返戻を受 けたものであります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	第 6 期事業年度末 株式数 (株)	第 7 期中間会計期間 増加株式数 (株)	第 7 期中間会計期間 減少株式数 (株)	第 7 期中間会計 期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	31,756	3,701	—	35,457
合計	31,756	3,701	—	35,457
自己株式				
—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加3,701株は、一般公募による新株発行3,500株及び新株予約権の権利行使による新株発行201株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				第 7 期 中間会計 期間末残高 (千円)
		第 6 期 事業年度末	第 7 期 中間会計 期間増加	第 7 期 中間会計 期間減少	第 7 期中間 会計期間末	
平成13年新株予約権 (注)	普通株式	1,118	—	173	945	618
ストックオプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	1,118	—	173	945	618

(注) 平成13年新株予約権は平成13年改正前商法に基づく新株引受権付社債の新株引受権部分であります。

なお、第 7 期中間会計期間の減少は、権利行使によるもの及び端株制度の廃止に伴う端数処理によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第 8 期中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	第 7 期事業年度末 株式数 (株)	第 8 期中間会計期間 増加株式数 (株)	第 8 期中間会計期間 減少株式数 (株)	第 8 期中間会計 期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	35,819	159	—	35,978
合計	35,819	159	—	35,978
自己株式				
—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加159株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				第 8 期 中間会計 期間末残高 (千円)
		第 7 期 事業年度末	第 8 期 中間会計 期間増加	第 8 期 中間会計 期間減少	第 8 期中間 会計期間末	
平成13年新株予約権 (注)	普通株式	687	—	168	519	339
ストックオプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	687	—	168	519	339

(注) 平成13年新株予約権は平成13年改正前商法に基づく新株引受権付社債の新株引受権部分であります。

なお、第 8 期中間会計期間の減少は、権利行使によるもの及び権利行使期間における権利未行使に伴う失権によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	第 6 期事業年度末 株式数 (株)	第 7 期事業年度 増加株式数 (株)	第 7 期事業年度 減少株式数 (株)	第 7 期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	31,756	4,063	—	35,819
合計	31,756	4,063	—	35,819
自己株式				
—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加4,063株は、一般公募による新株発行3,500株及び新株予約権の権利行使による新株発行563株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				第 7 期 事業年度末 残高 (千円)
		第 6 期 事業年度末	第 7 期事業 年度増加	第 7 期事業 年度減少	第 7 期 事業年度末	
平成13年新株予約権 (注)	普通株式	1,118	—	431	687	449
ストックオプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	1,118	—	431	687	449

(注) 平成13年新株予約権は平成13年改正前商法に基づく新株引受権付社債の新株引受権部分であります。

なお、第 7 期事業年度の減少は、権利行使、従業員の退職及び端株制度の廃止に伴う端数処理によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月 30 日)	第 8 期中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)																														
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 (平成18年 9 月 30 日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>1,349,714千円</td> </tr> <tr> <td>商品取引責任準備預金</td> <td>△211,997千円</td> </tr> <tr> <td>預託金に含まれる委託 者保護基金余剰預託額</td> <td>184,357千円</td> </tr> <tr> <td>その他預金</td> <td>△7,651千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,314,423千円</td> </tr> </table> <p>※ 2. その他預金とは、外国為替保証金取引 に係る預り証拠金等の委託者に帰属する 資産を、金融先物取引法第91条の規定に 基づいて区分管理している資産でありま す。</p>	現金及び預金	1,349,714千円	商品取引責任準備預金	△211,997千円	預託金に含まれる委託 者保護基金余剰預託額	184,357千円	その他預金	△7,651千円	現金及び現金同等物	1,314,423千円	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 (平成19年 9 月 30 日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>1,032,273千円</td> </tr> <tr> <td>商品取引責任準備預金</td> <td>△209,273千円</td> </tr> <tr> <td>預託金に含まれる委託 者保護基金余剰預託額</td> <td>322,115千円</td> </tr> <tr> <td>その他預金</td> <td>△24,613千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,120,501千円</td> </tr> </table> <p>※ 2. その他預金とは、外国為替保証金取引 に係る預り証拠金等の委託者に帰属する 資産を、金融商品取引法第43条の3の規 定に基づいて区分管理している資産であ ります。</p>	現金及び預金	1,032,273千円	商品取引責任準備預金	△209,273千円	預託金に含まれる委託 者保護基金余剰預託額	322,115千円	その他預金	△24,613千円	現金及び現金同等物	1,120,501千円	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借 対照表に掲記されている科目の金額との 関係 (平成19年 3 月 31 日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>1,200,193千円</td> </tr> <tr> <td>商品取引責任準備預金</td> <td>△211,980千円</td> </tr> <tr> <td>預託金に含まれる委託 者保護基金余剰預託額</td> <td>181,294千円</td> </tr> <tr> <td>その他預金</td> <td>△16,621千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,152,886千円</td> </tr> </table> <p>※ 2. その他預金とは、外国為替保証金取引 に係る預り証拠金等の委託者に帰属する 資産を、金融先物取引法第91条の規定に 基づいて区分管理している資産でありま す。</p>	現金及び預金	1,200,193千円	商品取引責任準備預金	△211,980千円	預託金に含まれる委託 者保護基金余剰預託額	181,294千円	その他預金	△16,621千円	現金及び現金同等物	1,152,886千円
現金及び預金	1,349,714千円																															
商品取引責任準備預金	△211,997千円																															
預託金に含まれる委託 者保護基金余剰預託額	184,357千円																															
その他預金	△7,651千円																															
現金及び現金同等物	1,314,423千円																															
現金及び預金	1,032,273千円																															
商品取引責任準備預金	△209,273千円																															
預託金に含まれる委託 者保護基金余剰預託額	322,115千円																															
その他預金	△24,613千円																															
現金及び現金同等物	1,120,501千円																															
現金及び預金	1,200,193千円																															
商品取引責任準備預金	△211,980千円																															
預託金に含まれる委託 者保護基金余剰預託額	181,294千円																															
その他預金	△16,621千円																															
現金及び現金同等物	1,152,886千円																															

(リース取引関係)

第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月 30 日)	第 8 期中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)																																				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>74,856</td> <td>53,482</td> <td>21,374</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>74,856</td> <td>53,482</td> <td>21,374</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	器具及び備品	74,856	53,482	21,374	合計	74,856	53,482	21,374	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>74,856</td> <td>68,206</td> <td>6,649</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>74,856</td> <td>68,206</td> <td>6,649</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	器具及び備品	74,856	68,206	6,649	合計	74,856	68,206	6,649	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>74,856</td> <td>60,844</td> <td>14,011</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>74,856</td> <td>60,844</td> <td>14,011</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	器具及び備品	74,856	60,844	14,011	合計	74,856	60,844	14,011
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																			
器具及び備品	74,856	53,482	21,374																																			
合計	74,856	53,482	21,374																																			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																			
器具及び備品	74,856	68,206	6,649																																			
合計	74,856	68,206	6,649																																			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																			
器具及び備品	74,856	60,844	14,011																																			
合計	74,856	60,844	14,011																																			
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																																				
<table> <tbody> <tr> <td>1 年内</td> <td>16,186千円</td> </tr> <tr> <td>1 年超</td> <td>7,669千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,856千円</td> </tr> </tbody> </table>	1 年内	16,186千円	1 年超	7,669千円	合計	23,856千円	<table> <tbody> <tr> <td>1 年内</td> <td>7,669千円</td> </tr> <tr> <td>1 年超</td> <td>-千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,669千円</td> </tr> </tbody> </table>	1 年内	7,669千円	1 年超	-千円	合計	7,669千円	<table> <tbody> <tr> <td>1 年内</td> <td>15,388千円</td> </tr> <tr> <td>1 年超</td> <td>500千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,888千円</td> </tr> </tbody> </table>	1 年内	15,388千円	1 年超	500千円	合計	15,888千円																		
1 年内	16,186千円																																					
1 年超	7,669千円																																					
合計	23,856千円																																					
1 年内	7,669千円																																					
1 年超	-千円																																					
合計	7,669千円																																					
1 年内	15,388千円																																					
1 年超	500千円																																					
合計	15,888千円																																					
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																				
<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>9,824千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>8,432千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>907千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	9,824千円	減価償却費相当額	8,432千円	支払利息相当額	907千円	<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>8,610千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>7,362千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>391千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	8,610千円	減価償却費相当額	7,362千円	支払利息相当額	391千円	<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>18,434千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>15,794千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1,549千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	18,434千円	減価償却費相当額	15,794千円	支払利息相当額	1,549千円																		
支払リース料	9,824千円																																					
減価償却費相当額	8,432千円																																					
支払利息相当額	907千円																																					
支払リース料	8,610千円																																					
減価償却費相当額	7,362千円																																					
支払利息相当額	391千円																																					
支払リース料	18,434千円																																					
減価償却費相当額	15,794千円																																					
支払利息相当額	1,549千円																																					
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法																																				
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左	同左																																				
(5) 利息相当額の算定方法	(5) 利息相当額の算定方法	(5) 利息相当額の算定方法																																				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左	同左																																				

(有価証券関係)

第 7 期中間会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

第 8 期中間会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

第 7 期事業年度末 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第 7 期中間会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日現在)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

当中間会計期間末におけるデリバティブ取引の契約額はあります。

第 8 期中間会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日現在)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

区分	種類	第 8 期中間会計期間末 (平成19年9月30日)		
		契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	現物先物取引			
	中部大阪 ガソリン 買建	3,385	3,385	—
	中部大阪 灯油 買建	3,387	3,387	—
合計		6,772	6,772	—

(注) 時価の算定方法は、各商品取引所における最終約定値段であります。

第 7 期事業年度末 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

当事業年度末におけるデリバティブ取引の契約額はあります。

(ストック・オプション等関係)

第 7 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

第 8 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

第 7 期事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

1. 当事業年度において存在したストック・オプションの内容

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 7 名 当社の監査役 2 名 当社の従業員 14 名	当社の従業員 9 名	当社の取締役 3 名 当社の従業員 49 名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 702 株	普通株式 145 株	普通株式 1,158 株
付与日	平成 14 年 8 月 9 日	平成 15 年 3 月 31 日	平成 17 年 7 月 6 日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、任期満了により取締役を退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りではありません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	自 平成 16 年 7 月 24 日 至 平成 20 年 7 月 23 日	自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 7 月 23 日	自 平成 19 年 6 月 17 日 至 平成 23 年 6 月 17 日
権利行使価格 (円)	67,952	69,641	98,598
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

(持分法損益等)

第 7 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

第 8 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

第 7 期事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第7期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第8期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	第7期事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 71,295.82円 1株当たり中間純損失 2,296.41円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、ストックオプション制度導入に伴う新株予約権の残高はありますが、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。	1株当たり純資産額 64,557.12円 1株当たり中間純損失 3,153.73円 同左	1株当たり純資産額 67,712.79円 1株当たり当期純損失 5,874.38円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、ストックオプション制度導入に伴う新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第7期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第8期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	第7期事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純損失(△)(千円)	△78,520	△113,130	△204,992
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純損失(△)(千円)	△78,520	△113,130	△204,992
期中平均株式数(株)	34,193	35,872	34,896
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	①平成14年7月23日臨時株主総会決議及び平成14年7月23日取締役会決議に基づく新株予約権349個 ②平成14年7月23日臨時株主総会決議及び平成15年3月24日取締役会決議に基づく新株予約権70個 ③平成17年6月16日定時株主総会決議及び平成17年5月23日取締役会決議に基づく新株予約権1,068個 ④平成13年8月6日臨時株主総会決議に基づく新株予約権(旧商法に基づく新株引受権付社債の新株引受権部分)945株	①平成14年7月23日臨時株主総会決議及び平成14年7月23日取締役会決議に基づく新株予約権261個 ②平成14年7月23日臨時株主総会決議及び平成15年3月24日取締役会決議に基づく新株予約権40個 ③平成17年6月16日定時株主総会決議及び平成17年5月23日取締役会決議に基づく新株予約権981個 ④平成13年8月6日臨時株主総会決議に基づく新株予約権(旧商法に基づく新株引受権付社債の新株引受権部分)519株	①平成14年7月23日臨時株主総会決議及び平成14年7月23日取締役会決議に基づく新株予約権261個 ②平成14年7月23日臨時株主総会決議及び平成15年3月24日取締役会決議に基づく新株予約権40個 ③平成17年6月16日定時株主総会決議及び平成17年5月23日取締役会決議に基づく新株予約権986個 ④平成13年8月6日臨時株主総会決議に基づく新株予約権(旧商法に基づく新株引受権付社債の新株引受権部分)687株

(重要な後発事象)

第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月 30 日)	第 8 期中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)
該当事項はありません。	同左	同左

5. その他

(1) 生産、受注及び販売の状況

①受取手数料

当中間会計期間の受取手数料は、次のとおりであります。

区分	金額(千円)	前年同期比 (%)
商品先物取引		
現物先物取引		
農産物市場	218,205	118.0
砂糖市場	5,863	53.9
貴金属市場	67,970	54.4
ゴム市場	34,227	59.3
石油市場	132,989	96.0
アルミニウム市場	1,334	75.9
小計	460,590	88.8
現金決済取引		
石油市場	5,982	34.4
小計	5,982	34.4
商品先物取引計	466,573	87.0
外国為替取引		
外国為替保証金取引	5,832	107.5
外国為替取引計	5,832	107.5
商品投資販売業		
商品ファンド	130	49.9
商品投資販売業計	130	49.9
合計	472,536	87.2

(注) 消費税等は含まれておりません。

②売買損益

当中間会計期間の売買損益は、次のとおりであります。

区分	金額(千円)	前年同期比 (%)
商品先物取引		
現物先物取引		
農産物市場	△989	(注) 2 —
砂糖市場	△95	(注) 2 —
ゴム市場	△210	(注) 2 —
石油市場	26	(注) 2 —
合計	△1,267	(注) 2 —

(注) 1. 消費税等は含まれておりません。

2. 前年同期又は当中間会計期間の売買損益が、マイナスのため記載しておりません。

③商品先物取引の売買高の状況

当中間会計期間の売買高は、次のとおりであります。

区分	委託(枚)	前年同期比 (%)	自己(枚)	前年同期比 (%)	合計(枚)	前年同期比 (%)
現物先物取引						
農産物市場	186,323	117.1	1,884	422.4	188,207	118.0
砂糖市場	8,175	53.1	220	255.8	8,395	54.3
貴金属市場	132,233	49.1	0	(注) 1 —	132,233	49.1
ゴム市場	70,996	59.5	60	500.0	71,056	59.6
石油市場	167,529	61.2	1,056	108.6	168,585	61.4
アルミニウム市場	2,643	83.6	0	(注) 1 —	2,643	83.6
小 計	567,899	67.6	3,220	212.4	571,119	67.9
現金決済取引						
石油市場	11,204	45.9	0	(注) 1 —	11,204	45.9
小 計	11,204	45.9	0	(注) 1 —	11,204	45.9
合 計	579,103	67.0	3,220	212.4	582,323	67.3

(注) 1. 前年同期の自己売買高は、自己売買を行っていないため、0枚であります。

2. 主な商品別の委託売買高とその総委託売買高に対する割合は、次のとおりです。

		前中間会計期間 自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日		当中間会計期間 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日	
取引所名	商品名	委託売買高(枚)	割合 (%)	委託売買高(枚)	割合 (%)
東京穀物商品取引所	Non-GMO 大豆	95,732	11.1	121,515	21.0
	とうもろこし	28,241	3.3	36,820	6.4
東京工業品取引所	ガソリン	177,316	20.5	90,749	15.7
	金	163,641	18.9	71,110	12.3
	ゴム	119,276	13.8	70,996	12.3
	白金	85,832	9.9	52,839	9.1
中部大阪商品取引所	ガソリン	38,568	4.5	43,957	7.6

3. 商品先物取引における取引の最低単位を枚と呼び、例えば金 1 枚は 1kg、ガソリン 1 枚は 50k1 というように 1 枚当たりの数量は商品ごとに異なります。

④商品先物取引の未決済建玉の状況

当社の商品先物取引に関する売買高のうち、当中間会計期間末において反対売買等により決済されていない建玉の状況は次のとおりであります。

区分	委託(枚)	前年同期比 (%)	自己(枚)	前年同期比 (%)	合計(枚)	前年同期比 (%)
現物先物取引						
農産物市場	11,483	148.4	0	—	11,483	148.4
砂糖市場	713	100.1	0	—	713	100.1
貴金属市場	4,528	73.8	0	—	4,528	73.8
ゴム市場	697	77.4	0	—	697	77.4
石油市場	3,855	109.1	10	(注) —	3,865	109.4
アルミニウム市場	112	114.3	0	—	112	114.3
小計	21,338	111.9	10	(注) —	21,398	111.9
現金決済取引						
石油市場	1,045	143.9	0	—	1,045	143.9
小計	1,045	143.9	0	—	1,045	143.9
合計	22,433	113.0	10	(注) —	22,443	113.1

(注) 前年同期の未決済建玉は 0 枚であります。

⑤外国為替保証金取引 取引高

当中間会計期間の取引高は、次のとおりであります。

区分	取引高	前年同期比 (%)
米ドル/円 (万ドル)	2,454	68.1
ユーロ/円 (万ユーロ)	1,169	161.0
英ポンド/円 (万ポンド)	1,291	174.5
豪ドル/円 (万ドル)	451	84.0
ニュージーランドドル/円(万ドル)	1,163	124.8
カナダドル/円 (万ドル)	333	208.1

(注) 上記金額は、顧客との相対取引による各通貨ごとの取引高であります。